

議案第 11 号

箱根町立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立郷土資料館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

受益者負担の適正化に関する基本方針に基づき、箱根町立郷土資料館の観覧料を改定して受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立郷土資料館条例の一部を改正する条例

箱根町立郷土資料館条例（昭和 58 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

区分	観覧料の額（1 人 1 回につき）			
	一般（高校生以上の者）		小学生及び中学生	
	個人	団体（20 人以上）	個人	団体（20 人以上）
一般展示	300 円	250 円	150 円	100 円
特別展示	300 円以内で町長が定める額			

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。